

## 徳島市公の施設指定管理制度導入に対する評価

評価期間:令和3年4月1日～令和4年3月31日

施設名	徳島市民勝浦川運動広場		
指定管理者	公益財団法人 徳島市体育振興公社	担当課	文化スポーツ振興課
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで	公募・非公募の別	公募
施設の所在地	徳島市論田町和太開外1番地の4		
施設の概要	昭和 61 年造、面積 45,207 m <sup>2</sup> 野球場 1 面、ソフトボール場 2 面、多目的広場 1 面	事業の概要	・体育施設の管理運営事業 ・各種スポーツ教室等の開催事業 ・スポーツの振興及び地域交流事業 ・その他目的を達成するために必要な事業

	項目名	令和2年度	令和3年度	項目名	令和2年度	令和3年度
利用状況に関する こと	利用者数等	3,809 人	11,676 人			
	利用回数	146 回	312 回			
収支状況に関する こと	指定管理料	240,802 千円	240,802 千円	人件費	231,750 千円	228,088 千円
	利用料収入	44,591 千円	40,557 千円	管理費	122,821 千円	121,903 千円
	その他収入	70,191 千円	63,045 千円	その他	0 千円	0 千円
	収入実績 (総額) ※	355,584 千円	344,404 千円	支出実績 (総額) ※	354,571 千円	349,991 千円

※ 体育施設13施設(徳島市立体育館、徳島市立スポーツセンター、徳島市B&G海洋センター、徳島市陸上競技場、徳島市民吉野川運動広場、徳島市民島田運動広場、徳島市民吉野川北岸運動広場、徳島市民勝浦川運動広場、徳島市内庭球場、徳島市田宮公園プール、徳島市B&G海洋センタープール、徳島市B&G海洋センター舟艇施設、徳島市球技場)の収支状況です。

施設管理 体制	(1) 法令等遵守	徳島市体育施設条例並びに同施行の主旨に則り、施設管理を実施した。	S
	(2) 職員配置	業務に必要な知識や資格を有する人員を配置し、スムーズな体制で業務を遂行した。	
	(3) 職員研修	積極的に資格取得や研修参加し、市民ニーズに対応するためのスキルアップに努めた。	
	(4) 利用促進の取組み	積極的な広報活動やインターネット予約システムの導入により、利用促進に努めた。	
	(5) 設備・備品管理	計画的に補修、改修を実施して正常な機能を保持し、快適な施設提供に努めた。	
	(6) 安全管理体制	利用者の安全を第一に考えて毎日の点検を実施し、安心・安全な環境づくりに努めた。	
	(7) 緊急時の体制	防災計画により明確化された組織と責任者、行動基準等が即座に対応できる体制を確保した。	
利用者に関する 業務	(1) 利用状況	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数・稼働率とも目標値に至らなかった。	A
	(2) 平等な利用	平等な利用受付並びに情報・サービスの提供により、全ての利用者が平等に利用できるように努めた。	
	(3) 利用料金	基準に従い利用料金の徴収及び減免を適切に実施した。	
	(4) 接客対応	気遣いを持って、明るく丁寧な接遇を心掛け、誰もが気持ちよく利用できる施設環境づくりに努めた。	
	(5) 個人情報保護	「個人情報保護規定」「徳島市個人情報保護条例」等を遵守し、徹底した管理のもとに取り扱った。	
	(6) サービス向上の取組	アンケートを実施して利用者ニーズをリアルタイムで把握し、運営方法や事業に反映させるよう努めた。	
施設維持 管理業務	(1) 保守点検業務	日常的な職員の点検の他、専門業者による定期点検を実施し、安全な施設維持に努めた。	A
	(2) 清掃等維持管理業務	日常清掃に加え、定期的な大掃除並びに専門業者へ委託し、快適な施設づくりに努めた。	
	(3) 修繕等維持管理	日常的な点検、異常箇所を発見した場合の迅速な対応により、良質な環境の提供、安全管理に努めた。	
事業実施	(1) 企画運営事業	徳島市体育施設管理運営事業計画書に基づき各種業務を実施した。	A
	(2) 自主事業	実施なし。	
経理状況	(1) 施設収支状況	コロナウイルスの影響により、イベントや各種大会等の中止、スポーツ教室受講料還付により単年度収支が赤字となった。	A
	(2) 指定管理者経営状況	コロナウイルス感染拡大により、施設利用料金収入・受講料収入に大きな影響を受けたが計画に基づき適正に執行した。	
	(3) 経費の縮減	人員配置の効率化、施設修繕の内製化、廃棄物の削減と再資源化などに取り組み、経費縮減に努めた。	
評価基準	S:優れている (協定書、仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。) A:適正に管理されている (協定書、仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。) B:一部に改善を要する (協定書、仕様書、事業計画書に記載の一部が実施されなかった。) C:多くに改善を要する (協定書、仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。)		

担当課総合評価コメント		総合評価
関係法令や条例に基づく要綱や規則を遵守し、適正な施設運営管理を実施し、職員のスキルアップ等も行っている。また、施設利用者が安全で安心して利用できる施設修繕やコロナの感染対策も充実している。利用者アンケートによりニーズの把握と早急な対応を心がけている。また、施設のインターネット予約システムを導入し、利便性や利用人数の向上に努めたが、コロナの影響で利用者数が減少したことによる収入減及び光熱水費の上昇等で経費を圧迫されたが、さまざまな経費の削減で可能な限りの対応を行っている。 上記のとおり仕様書等より優れた管理が行われたため、総合評価をSとした。		S
総合評価基準	S:優れている (各評価基準ごとの担当課評価にSがあり、その他はAである。) A:適正に管理されている (各評価基準ごとの担当課評価が全てAである。) B:一部に改善を要する (各評価基準ごとの担当課評価にBがあり、Cはない。) C:多くに改善を要する (各評価基準ごとの担当課評価にCがある。)	